

※この法令は廃止されています。

平成十二年法律第四百四十四条

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法

目次

第一章 総則（第一条～第十五条）

第二章 施策の策定に係る基本方針（第十六条～第二十四条）

第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第二十五条～第三十五条）

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（第三十六条）

附則 第一章 総則（目的）

この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じてゐる急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。（定義）

この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的な規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。（すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）

高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に發揮することが可能となり、もつて情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを目指して、行われなければならない。（経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化）

高度情報通信ネットワーク社会の形成は、電子商取引その他の高度情報通信ネットワーク社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

第一條 この法律は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じてゐる急激かつ大幅な社会経済構造の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びに高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部を設置するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画の作成について定めることにより、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「高度情報通信ネットワーク社会」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的な規模で入手し、共有し、又は発信することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。（すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）

第三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、すべての国民が、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを容易にかつ主体的に利用する機会を有し、その利用の機会を通じて個々の能力を創造的かつ最大限に發揮することが可能となり、もつて情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会が実現されることを目指して、行われなければならない。（経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化）

第一クを利用した経済活動（以下「電子商取引等」という。）の促進、中小企業者その他の事業者の経営の能率及び生産性の向上、新たな事業の創出並びに就業の機会の増大をもたらし、もつて経済構造改革の推進及び産業の国際競争力を強化に寄与するものでなければならない。（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）

第二條 施策の策定に係る基本方針（第十六条～第二十四条）

第三章 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（第二十五条～第三十五条）

第四章 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画（第三十六条）

第五条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じた、国民生活の全般にわたる質の高い情報の流通及び低廉な料金による多様なサービスの提供により、生活の利便性の向上、生活様式の多様化の促進及び消費者の主体的な合理的選択の機会の拡大が図られ、もつてゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現に寄与するものでなければならない。（活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上）

第六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成は、情報通信技術の活用による、地域経済の活性化、地域における魅力ある就業の機会の創出並びに地域内及び地域間の多様な交流の機会の増大による住民生活の充実及び利便性の向上を通じて、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び地域住民の福祉の向上に寄与するものでなければならない。（国及び地方公共団体と民間との役割分担）

第七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の民間の民間の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行ふものとする。（利用の機会等の格差の是正）

第八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差が、高度情報通信ネットワーク社会の円滑かつ一体的な形成を著しく阻害するおそれがあることにからみ、その是正が積極的に図られなければならない。（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

第九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、情報通信技術の活用により生ずる社会経済構造の変化に伴う雇用その他の分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会をいう。（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

おける各般の新たな課題について、適確かつ積極的に対応しなければならない。（国及び地方公共団体の責務）

第十一条 国は、第三条から前条までに定める高度情報通信ネットワーク社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとし、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第十二条 地方公共団体は、基本理念にのつとし、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならぬ。（法制上の措置等）

第十三条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を実施するため必要な法律又は財政上の措置その他の措置を講じなければならぬ。（法的上の措置等）

第十四条 政府は、高度情報通信ネットワーク社会に関する統計その他の高度情報通信ネットワーク社会の形成に資する資料を作成し、インターネットの利用その他適切な方法により隨時公表すればならない。（統計等の作成及び公表）

第十五条 政府は、広報活動等を通じて、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針（高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の具体的な推進）

第十七条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、広く国民が

低廉な料金で利用することができる世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。（教育及び学習の振興並びに人材の育成）

第十八条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、すべての国民が情報通信技術を活用することができるようにするための教育及び学習を振興するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展を担う専門的な知識又は技術を有する創造的な人材を育成するために必要な措置が講じられない。

第十九条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、規制の見直し、新たな準則の整備、知的財産権の適正な保護及び利用、消費者の保護その他の電子商取引等の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。（行政の情報化）

第二十条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化及び透明性の向上に資するため、国及び地方公共団体の事務におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じなければならない。（行政の情報化）

第二十一条 高度情報通信ネットワークの利用の向上のためには、公共分野におけるインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用の拡大等行政の情報化を積極的に推進するために必要な措置が講じなければならない。（公共分野における情報通信技術の活用）

第二十二条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保、個人情報の保護その他国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるよう

にするために必要な措置が講じなければならない。（研究開発の推進）

第二十三条 高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策の策定に当たっては、急速な技

